

---

プロジェクト 公正価値測定に関するガイダンス及び開示

項目 開示項目の導入の必要性に関する追加的検討

---

## I. 本資料の目的

1. 第 128 回金融商品専門委員会（2018 年 6 月 1 日開催）及び第 386 回企業会計基準委員会（2018 年 6 月 7 日開催）の審議では、IFRS 第 13 号「公正価値測定」（以下「IFRS 第 13 号」という。）における 11 の開示項目<sup>1</sup>について日本基準へ導入することを検討していた。これらの審議においては、特に次の開示項目に対して意見が聞かれている。

- (1) 公正価値のレベルごとの残高（IFRS 第 13 号第 93 項(b)）
- (2) レベル 1 とレベル 2 の間の振替（IFRS 第 13 号第 93 項(c)）
- (3) 期首残高から期末残高への調整表（振替についての情報を含む。）（IFRS 第 13 号第 93 項(e)）
- (4) 観察できないインプットを合理的に考え得る代替的な仮定に変更した場合の影響（IFRS 第 13 号第 93 項(h) (ii)）

本資料は、これまでの審議において聞かれた意見を踏まえた提案を示し、上記の開示項目の導入の必要性を追加的に検討することを目的としている<sup>2</sup>。

2. また、第 131 回金融商品専門委員会（2018 年 7 月 27 日開催）及び第 390 回企業会計基準委員会（2018 年 8 月 13 日開催）において提示した企業会計基準適用指針第 19 号

---

<sup>1</sup> 全般的な開示項目（レベル 3 のみを対象とするわけではない開示項目）は次のとおりである。

- (1) 公正価値のレベル（IFRS 第 13 号第 93 項(b)）
  - (2) レベル 1 とレベル 2 の間の振替（IFRS 第 13 号第 93 項(c)）
  - (3) 使用した評価技法及びインプットの説明（IFRS 第 13 号第 93 項(d)）
  - (4) 評価技法の変更及びその理由（IFRS 第 13 号第 93 項(d)）
  - (5) ポートフォリオの例外規定を適用する場合、その旨（IFRS 第 13 号第 96 項）
- また、レベル 3 を対象とする開示項目は次のとおりである。
- (1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報（IFRS 第 13 号第 93 項(d)）
  - (2) 期首残高から期末残高への調整表（振替についての情報を含む。）（IFRS 第 13 号第 93 項(e)）
  - (3) 純損益に認識した未実現損益（IFRS 第 13 号第 93 項(f)）
  - (4) 企業の評価プロセスの説明（IFRS 第 13 号第 93 項(g)）
  - (5) 観察できないインプットの変化に対する感応度の記述的説明（IFRS 第 13 号第 93 項(h) (i)）
  - (6) 観察できないインプットを合理的に考え得る代替的な仮定に変更した場合の影響（IFRS 第 13 号第 93 項(h) (ii)）

<sup>2</sup> なお、四半期開示は、別途検討を行う予定である。

「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(以下「金融商品時価開示適用指針」という。)における時価に関する開示を追加する文案を基礎として、仮に前項の開示項目に関する提案によった場合の修正案も示している。

## II. 導入の必要性に関する追加的検討

### 公正価値のレベルごとの残高

#### (これまでの審議において聞かれた意見)

3. 第 128 回金融商品専門委員会及び第 386 回企業会計基準委員会において、本開示項目を日本基準に導入することを提案していた。これに対して以下の意見が聞かれている。
  - (1) 利用者へのアウトリーチの結果からは、レベル 1 とレベル 2 の差が重視されていないように考えられ、レベル 1 とレベル 2 を区分して開示することは不要と考えられる。
  - (2) IFRS 第 13 号の規定のみに基づいてレベル 1 とレベル 2 を企業が区分する場合には、実務上、活発な市場の判断ひいてはレベル区分にもばらつきが生じる可能性が高いと考えられ、レベル 1 とレベル 2 の区分について実効性を高めるには、追加的なガイダンスが必要となる。
  - (3) IFRS 第 7 号「金融商品：開示」第 29 項(a)には、帳簿価額が公正価値の近似値となる場合には公正価値の開示が不要となる定めがあり、このような要件を踏まえて、公正価値のレベル等の全般的な開示項目に係る作成コストを削減することもできると考えられる。

#### (今回の追加的な分析)

#### レベル 1 とレベル 2 の区分

4. これまでの審議において、レベル 1 とレベル 2 を区分して開示することは不要であるとの意見が聞かれているものの(第 3 項(1)参照)、レベル 1 とレベル 2 を区分しないことは、次の点から望ましくない可能性があると考えられる。
  - (1) レベル 1 とレベル 2 はともに観察可能なインプットに基づくものであるが、レベル 1 とレベル 2 を区分しない場合には、相場価格そのものであり、時価の最適な根拠を提供するものであるとされるレベル 1 とそれ以外の観察可能なインプット

に基づくレベル2を単一の区分とすることになり、当該区分自体の情報の有用性が低下する可能性がある。

- (2) レベル1とレベル2を合わせて開示する場合には、国際的な会計基準に基づく開示における区分と異なるため、国際的な財務諸表の比較可能性が低下する可能性があるほか、日本基準の信頼性を損なわせる可能性がある。

#### 追加的なガイダンスの必要性

5. また、レベル1とレベル2の区分について実効性を高めるには、追加的なガイダンスが必要となるのではないかとの意見が聞かれているものの（第3項(2)参照）、次の点から、追加的なガイダンスを日本基準独自に開発しないことが考えられる。

(1) 同様の意見は、IASBのIFRS第13号の適用後レビューにおける情報要請でも国際的に寄せられたものの、追加的に有用なガイダンスの開発は困難であるとの理由から、IASBは追加的な作業を行わないことを暫定決定しており、仮に日本基準で独自にガイダンスを開発するとしても、その結果としてレベル1とレベル2の区分に関する国際的な財務諸表の比較可能性の向上が図られないこととなる可能性がある。

(2) 第127回金融商品専門委員会（2018年5月15日開催）で聞かれた意見のとおり、我が国においてIFRS任意適用企業が増加している状況を考慮すると、追加的なガイダンスを開発することによってIFRS任意適用企業における現行の実務に影響を及ぼす結果となる可能性がある。

#### 帳簿価額が時価の近似値となる場合

6. さらに、時価のレベル区分ごとの残高等の全般的な開示項目に係る作成コストを削減するために、IFRS第7号「金融商品：開示」第29項(a)にある金融資産及び金融負債の「帳簿価額が公正価値の合理的な近似値となる場合（例えば、短期の売掛金及び買掛金のような金融商品）」には公正価値の開示が不要となる定めを踏まえた検討を行うてはどうかとの意見が聞かれている（第3項(3)参照）。

IFRSでは、帳簿価額が公正価値の合理的な近似値となる場合には、公正価値の開示自体が求められておらず<sup>3</sup>、日本基準でも金融商品の時価が帳簿価額に近似している場

---

<sup>3</sup> 米国会計基準では、金融商品について、公正価値及びそのレベル区分の開示が求められているが、1年以内に決済される営業債権及び債務、満期のない預金負債等については当該開示が求めら

合に時価を開示することを求めないこととすることも考えられる<sup>4</sup>。この点、金融商品の時価が帳簿価額に近似している場合に時価を開示しないことは、時価が帳簿価額に近似している金融商品を時価開示の対象とすることと実務上の負荷の観点から大きく異なるとはいえないと考えられ、またすべての金融商品の時価を注記することは金融商品の網羅性が確保されるため一定の便益があり得ると考えられる。そのため、日本基準では、金融商品の時価が帳簿価額に近似している場合における時価開示の免除規定を定める必要性は高くないと考えられる。

ただし、時価が帳簿価額に近似している金融商品について、そのレベルごとの内訳等までを求めることは、その判断に係るコストがかかる可能性があると考えられ、また当該金融商品について時価のレベルを区分して開示することの有用性は高いとはいえないと考えられることから、時価が帳簿価額に近似している場合には、「金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項」全体を開示しないことができるとの定めを設けることが考えられる。

なお、時価が帳簿価額に近似していることや重要性が乏しいことにより「金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項」を開示しない場合には、時価開示と時価のレベルごとの内訳との関係を示すため、時価開示で示される時価の合計額と時価のレベルごとの内訳で示される時価の合計額との間の差異について、当該差異の額及びその内容を注記することを求めることが考えられる。

#### (提案)

7. 第4項から第6項までの検討を踏まえ、公正価値のレベルごとの残高の開示については、次のとおりとすることが考えられるがどうか。
  - (1) レベル3の時価のみならず、レベル1の時価とレベル2の時価についても、区別して開示する。
  - (2) 活発な市場の判断等、レベル1とレベル2の区分に関する追加的なガイダンスは定めない。

---

れないこととされている(ASC825-10-50-8)。

<sup>4</sup> なお、日本基準では、金融商品時価開示適用指針の参考(開示例)において、例えば、1. 製造業(1) 2. 金融商品の時価等に関する事項「(1)現金及び預金、並びに(2)受取手形及び売掛金」において、「これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。」とされており、時価の開示を求めてはいるものの、帳簿価額と同額とすることが例示されている。

- (3) 時価が帳簿価額に近似する場合には、「金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項」全体について注記することを要しない定めを設ける。ただし、時価開示で示される時価の合計額と時価のレベルごとの内訳で示される時価の合計額との間に差異がある場合には、当該差異の額及びその内容を注記することを求める。

#### ディスカッション・ポイント

公正価値のレベルごとの残高に関して、聞かれた意見を踏まえた事務局の追加的な分析及び提案について、ご質問又はご意見を頂きたい。

### レベル1とレベル2の間の振替

#### (これまでの審議において聞かれた意見)

8. 第128回金融商品専門委員会及び第386回企業会計基準委員会において、本開示項目を日本基準に導入することを提案していた。これに対して以下の意見が聞かれている。
- (1) レベル1とレベル2の間の振替については、財務諸表利用者からの関心も高くないと考えられ、この開示項目は不要であると考えられる。
- (2) レベル1とレベル2の間の振替に関する開示の有用性は高くないと考えられ、当該開示を求める場合には、その有用性について説得力のある分析が必要であると考えられる。

#### (今回の追加的な分析)

9. IFRS第13号では、当該開示項目の目的は、財務諸表利用者が、企業の将来の流動性リスクを分析に織り込むこと、及び企業の公正価値測定の相対的な主観性の程度を分析することができるように、市場及び取引活動（企業又は他者の）の変化を評価するのに役立つ情報を提供することであるとされている（IFRS第13号BC212項）。

10. 一方、次の観点から、当該開示項目の有用性は高いとはいえない可能性がある<sup>5</sup>。
- (1) 我が国の財務諸表利用者からは、当該開示項目の有用性について特段の意見は聞かれておらず、開示を求める強い意見も聞かれていない。
  - (2) 国内外の IFRS 適用企業の開示を見ても、大半の企業において「レベル 1 とレベル 2 の間の（重要な）振替はない。」といった記載にとどまっており、必ずしも有用な情報を提供しているとはいえない可能性がある。
11. また、レベル 1 とレベル 2 の間の振替を開示するにあたっては、前期末のレベルと異なることとなった金融商品の銘柄等について企業が情報収集を行う必要があるため、相応の作成コストがかかると考えられる。

#### (提案)

12. 第 10 項及び第 11 項を踏まえ、レベル 1 とレベル 2 の間の振替に関する開示については、日本基準に導入しないこととすることが考えられるがどうか。

#### ディスカッション・ポイント

レベル 1 とレベル 2 の間の振替に関して、聞かれた意見を踏まえた事務局の追加的な分析及び提案について、ご質問又はご意見を頂きたい。

### 期首残高から期末残高への調整表

#### (これまでの審議において聞かれた意見)

13. 第 128 回金融商品専門委員会及び第 386 回企業会計基準委員会において、本開示項目

<sup>5</sup> なお、米国会計基準では、2018 年 3 月の FASB ボード会議における公開草案の再審議において、レベル 1 とレベル 2 の間の振替の開示を求めることについて削除することが暫定決定されている。この削除は、2015 年 12 月に公表された公正価値測定に関する開示要求事項の変更に関する公開草案で提案されたものであり、同公開草案はその提案の背景を主に以下のように説明している（同公開草案 BC12 項から BC15 項）。

- (1) レベル 1 とレベル 2 の間の振替は、公正価値測定の不確実性ではなく、市場価格の利用可能性によるものでしかない。市場環境の悪化等を示唆することはまれであり、市場価格の利用可能性を示しているに過ぎないことから、利用者を誤解させる可能性がある。
- (2) 一部の利用者は、レベル 1 とレベル 2 は双方とも観察可能なデータに基づくものであるため、レベル 1 とレベル 2 の振替は特に有用ではないと言及している。

を日本基準に導入することを提案していた。これに対して以下の意見が聞かれている。

- (1) 作成者にとって特に作成負荷が高い項目であり、必ずしも表形式による総額での表示によらないことも検討する余地があるのではないか。
- (2) 利用者からも残高の増減理由がわかれば良いとの意見もあることも踏まえ、作成コストに鑑み、開示方法を工夫することについて検討すべきではないか。例えば、必ずしも表形式によらず、レベル3の残高の増減理由を文章で説明することも1つの方法ではないか。

#### (今回の追加的な分析)

14. 前項の意見の論点は、次の2つに整理できる。以下では、それぞれについて検討する。
  - (1) 変動理由に基づく区分表示
  - (2) 主要な変動に関する表形式によらない説明

#### 変動理由に基づく区分表示

15. 前項(1)については、IFRS第13号では、当期純利益又はその他の包括利益に認識した利得又は損失の額、レベル3からの振替額、レベル3への振替額を区分することに加え、購入、売却、発行及び決済額についても、調整表の中で区別して開示することが求められている。

この点、特に、当期純利益又はその他の包括利益に認識した利得又は損失の額、レベル3からの振替額、レベル3への振替額については、財務諸表利用者から情報の有用性があるとの意見が聞かれている。

ただし、調整表による情報の有用性を確保しつつ作成者にとっての作成負荷を軽減することを勘案し、次の理由から、売買目的有価証券及びデリバティブについて、購入、売却、発行及び決済額を個々に区別せず純額で表示することができるということが考えられる。

- (1) 一部の利用者から、売買の頻度が高いトレーディングの金融商品は、調整表で求められる購入や売却といった情報は有用性が低いとの意見が聞かれている。
- (2) 売買目的有価証券やデリバティブについては、キャッシュ・フロー計算書において、間接法に基づく営業活動によるキャッシュ・フローとして、当該資産及び負債に係る増減を示す実務が多いと考えられ、本開示項目においてのみ詳細なキャ

ッシュ・フローに関する情報を求めることは、大きなコストが生じる可能性がある。

#### 主要な変動に関する表形式によらない説明

16. 第14項(2)に関連して、作成者に対するアウトリーチでは、期首残高から期末残高への調整表の作成コストが高い理由の1つとして、潜在的にレベル3となり得るポジションを把握するために、時価評価の対象となるポジションにつき、レベル情報を追跡する必要があることが挙げられていた。
17. 一方、利用者に対するアウトリーチでは、多くの利用者は、期首残高から期末残高への調整表の情報が有用であるとしていた。さらに、国内外のIFRS適用企業の財務諸表を対象に事務局が行った調査では、例外的な事例を除き、ほとんどの企業は表形式で開示していたため、例えば主要な増減についてのみ記述的な説明により開示することを無制限に認めると、国際的な会計基準から大きく乖離しているとの印象を与えかねないと考えられる。

そのため、一般的な重要性の適用による場合を除き、期首残高から期末残高の調整表について、表形式によらない説明を認めるための特段の定めは設けないことが考えられる。

#### (提案)

18. 第15項から第17項までの検討を踏まえ、期首残高から期末残高の調整表については、次のとおりとすることが考えられるがどうか。
  - (1) レベル3の時価に区分される売買目的有価証券及びデリバティブに対しては、購入、売却、発行及び決済額を純額で表示することを認める。
  - (2) 一般的な重要性の適用による場合を除き、表形式によらない説明を認めるための定めを設けない。

#### ディスカッション・ポイント

期首残高から期末残高の調整表に関して、聞かれた意見を踏まえた事務局の追加的な分析及び提案について、ご質問又はご意見を頂きたい。



## 観察できないインプットを合理的に考え得る代替的な仮定に変更した場合の影響

### (これまでの審議において聞かれた意見)

19. 第 128 回金融商品専門委員会及び第 386 回企業会計基準委員会において、本開示項目を日本基準に導入することを提案していた。これに対して以下の意見が聞かれている。
- (1) 米国会計基準において要求されておらず、市場リスクの感応度分析の開示でカバーされる部分もあると考えられる。また、このような開示が日本基準に馴染むものかどうかについて、ディスクロージャーの議論との整合性も考える必要がある。
- (2) 米国会計基準で求められていない項目であり、この開示を求める場合には、説得力のある有用性の検討が必要であると考えられる。

### (今回の追加的な分析)<sup>6</sup>

20. IFRS 第 13 号において、当該開示項目に対する要求事項は、次のとおりである (IFRS 第 13 号第 93 項(h)(ii))。

金融資産及び金融負債について、観察可能でないインプットを合理的に考え得る代替的な仮定を反映するように変更すると公正価値が著しく変化する場合には、企業は、その旨を記述し、それらの変更の影響を開示しなければならない。企業は、合理的に考え得る代替的な仮定を反映するための変更の影響をどのように計算したのかを開示しなければならない。この目的上、著しいかどうかは、純損益及び資産合計又は負債合計 (公正価値の変動がその他の包括利益に認識される場合には、資本合計) について判断しなければならない。

<sup>6</sup> 第 128 回金融商品専門委員会及び第 386 回企業会計基準委員会においては、以下の分析を示していた。

- 財務諸表作成者に対するアウトリーチからは、一様に作成コストが高いことが指摘されているものの、財務諸表利用者からは、インプットの客観性が低いレベル 3 のインプットの感応度を開示することは有用であるとの意見が聞かれている。  
経営者の判断に基づく定量的な開示により、時価の相対的な客観性や信頼性が低い金融商品を保有する企業における経営者のリスク評価を財務諸表利用者が理解できる可能性があることに鑑み、コストに見合う情報の有用性がある可能性があると考えられるため、日本基準に導入することが考えられる。
- なお、財務諸表利用者から、企業の分析の前提が明らかにならない限り、当該情報を使用することは困難であるとの意見が聞かれているが、当該項目の計算方法は決まったものがあるわけではなく、その方法は経営者の判断に基づき決定されるものである。この点、IFRS 第 13 号では、当該開示について、合理的に考え得る代替的な仮定を反映するための変更の影響をどのように計算したのかを開示しなければならないとされており、開示の定めとして当該記載も含めることが考えられる。

21. IFRS 第 13 号では、当該開示項目は、財務諸表利用者に、測定の潜在的な変動可能性の感覚を提供するものであるとしている。また、当該開示項目は、主観性のレベルが最も高い公正価値（レベル 3 の公正価値）の算定に係る観察できないインプットの変化に対する公正価値の感応度の情報を提供するものであり、市場リスク（金利リスクや為替リスク等）の将来の変化に対する企業のエクスポージャーに関する情報を提供する IFRS 第 7 号「金融商品：開示」における市場リスクの感応度分析の開示とは異なると説明している（IFRS 第 13 号 BC208 項及び BC209 項）。
22. ここで、観察可能でないインプットは、文字通り市場で観察できないものであり、何らかの仮定に基づいて決定され、時価の算定に用いられるものであるため、合理的に考え得る代替的な仮定に基づく情報は、その代替的な仮定が作られた前提が適切に開示される場合には、利用者の分析にとって有用な情報を提供する可能性があると考えられる。

また、代替的な仮定に変更した場合の影響額は、IFRS 第 13 号の開示の目的<sup>7</sup>の 1 つである、観察可能でないインプットを用いた公正価値測定が当期純利益又はその他の包括利益に与える影響を評価するのに役立つ情報であると考えられ、開示の目的に合致している点でも情報の有用性はあると考えられる。

23. なお、第 19 項(1)のとおり、当該開示項目は、市場リスクの感応度分析に類似しているとの意見も聞かれているものの、次の点から両者は異なるものであり、市場リスクの開示に追加して当該開示項目を開示することは有用となる可能性があると考えられる。
- (1) 市場リスクの分析においては、金利や為替等の観察可能なインプットの方が、影響額の観点からも分析方法の観点<sup>8</sup>からも一般的に重要であり、分析の対象となるインプットは観察できないインプットに限られるものではない。
- (2) 市場リスクの分析においては、将来におけるインプットの変動による時価への影響額を分析する一方、当該開示項目では、算定日時点の時価の不確実性を分析し

---

<sup>7</sup> IFRS 第 13 号では、企業は、財務諸表利用者が次の両方を評価するのに役立つ情報を開示しなければならないとしている（IFRS 第 13 号第 91 項）。

(a) 当初認識後に財政状態計算書において経常的又は非経常的に公正価値で測定される資産及び負債については、評価技法及び当該測定を作成するのに用いたインプット

(b) 重大な観察可能でないインプット（レベル 3）を用いた経常的な公正価値測定については、その測定が当期の純損益又はその他の包括利益に与える影響

<sup>8</sup> 例えば、将来のインプットの潜在的な変動の可能性を過去の同一のインプットの変動に基づき推定し時価への影響額を算定するのであれば、観察できないインプットを対象とするのは困難である。

ているものである。

**(提案)**

24. 第 20 項から第 23 項までの検討を踏まえ、観察できないインプットを合理的に考え得る代替的な仮定に変更した場合の影響の開示を求めることが考えられるがどうか（以前の審議における提案から変更なし。）。

**ディスカッション・ポイント**

観察できないインプットを合理的に考え得る代替的な仮定に変更した場合の影響に関して、聞かれた意見を踏まえた事務局の追加的な分析及び提案について、ご質問又はご意見を頂きたい。

**III. 金融商品時価開示適用指針の文案の検討**

25. 以上の検討における提案に基づき修正した、金融商品時価開示適用指針第 4-2 項（新追加）の文案は以下に示すとおりであり、その修正点は次のとおりである。
- (1) 本資料第 7 項(3)の提案に基づき、時価が帳簿価額に近似する場合には、「金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項」の開示を求めないこととし、時価開示で示される時価の合計額と時価のレベルごとの内訳で示される時価の合計額との間に差異がある場合には、当該差異の額及びその内容を注記することを求めている。
  - (2) 本資料第 12 項の提案に基づき、第 4-2 項(1)②のレベル 1 とレベル 2 の間の振替の開示について求めないこととして、削除している。
  - (3) 本資料第 18 項の提案に基づき、第 4-2 項(3)②の期首残高から期末残高への調整表において、売買目的有価証券及びデリバティブについては、購入、売却、発行及び決済額を純額で表示することを認めることを追記している。

なお、文中では、第 131 回金融商品専門委員会及び第 390 回企業会計基準委員会において提示した金融商品時価開示適用指針における時価に関する開示を追加する文案からの削除を取消線で示し、追加を下線で示している。また、文中の（¶）は、IFRS 第 13 号における項番号を表すものであり、最終的には削除するものである。

## 金融商品時価開示適用指針

4. 「金融商品の時価等に関する事項」（金融商品会計基準第 40-2 項(2)）については、以下を注記する。ただし、重要性が乏しいものは注記を省略することができる。なお、連結財務諸表において注記している場合には、個別財務諸表において記載することを要しない。
- (1) 原則として、金融商品に関する貸借対照表の科目ごとに、貸借対照表計上額、貸借対照表日における時価及びその差額並びに当該時価の算定方法を注記する。
- (中略)
- 4-2. 「金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項」（金融商品会計基準第 40-2 項(3)）については、以下を注記する。ただし、時価が帳簿価額に近似するもの及び重要性が乏しいものは注記を省略することができる。 なお、第 4 項(1)に従った貸借対照表日における時価の合計額と以下の(1)及び(2)の時価の合計額との間に差異がある場合には、当該差異の額及びその内容を注記する。 また、連結財務諸表において注記している場合には、個別財務諸表において記載することを要しない。
- (1) 時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債について、適切な区分に基づき、企業会計基準第 XX 号「時価の算定に関する会計基準（仮称）」第 XX 項に定めるレベル 1 の時価、レベル 2 の時価及びレベル 3 の時価（『93(b)）以下を注記する。
- ① ~~企業会計基準第 XX 号「時価の算定に関する会計基準（仮称）」第 XX 項に定めるレベル 1 の時価、レベル 2 の時価及びレベル 3 の時価（『93(b)）~~
- ② ~~レベル 1 の時価とレベル 2 の時価との間の振替額及び当該振替の理由、並びに振替時点に関する方針（『93(c)）~~
- (2) 時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債ではないが、第 4 項(1)に従って貸借対照表日における時価が注記される金融資産及び金融負債について、適切な区分に基づき、企業会計基準第 XX 号「時価の算定に関する会計基準（仮称）」第 XX 項に定めるレベル 1 の時価、レベル 2 の時価及びレベル 3 の時価を注記する。  
(『93(b)、97)
- (3) 第 4 項(1)に従って注記される貸借対照表日における時価がレベル 2 の時価又はレベル 3 の時価に区分される金融資産及び金融負債について、適切な区分に基づき、以下を注記する。
- ① 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明（『93(d)、97）
- ② 時価の算定に用いる評価技法を変更した場合、その旨及び変更の理由（『93(d)、

97)

(4) 時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債について、当該時価がレベル3の時価に区分される場合、適切な区分に基づき、以下を注記する。

① 時価の算定に用いた重要な観察できないインプット（企業会計基準第XX号「時価の算定に関する会計基準（仮称）」第XX項参照）に関する定量的情報

ただし、企業自身が観察できないインプットを作成していない場合（例えば、過去の取引又は第三者から入手した価格を調整せずに使用している場合）には、記載を要しない。（¶93(d)）

② 期首残高から期末残高への調整表（以下の当期中の変動額を区別して示す。）（¶93(e)、93(f)）

ア 当期の損益に計上した額及びその表示科目

イ 当期のその他の包括利益に計上した額及びその表示科目

ウ 購入、売却、発行及び決済のそれぞれの額（ただし、売買目的有価証券及びデリバティブについては、これらの額の合計額を示すこともできる。）

エ 他のレベルからレベル3への振替額及び当該振替の理由

オ レベル3から他のレベルへの振替額及び当該振替の理由

また、アに定める当期の損益に計上した額のうち貸借対照表日において保有する金融資産及び金融負債の評価損益及びその損益計算書における表示科目、並びにエ及びオの振替時点に関する方針を注記する。

③ レベル3の時価についての企業の評価プロセス（例えば、企業における評価の方針及び手続の決定方法や各期の時価の変動の分析方法等）の説明（¶93(g)）

④ ①の観察できないインプットを変化させた場合に貸借対照表日における時価が著しく変動する場合、観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

なお、当該観察できないインプットと他の観察できないインプットとの間に相関関係がある場合には、相関関係の内容及び当該相関関係を前提とすると観察できないインプットを変化させた場合の変動幅が異なる可能性があるのかどうかに関する説明を注記する。（¶93(h)(i)）

⑤ ①の観察できないインプットを合理的な範囲で変化させた場合に貸借対照表日における時価が著しく変動する場合、その時価の変動により生じる当期の損益又はその他の包括利益への影響額、及びその影響の計算方法（¶93(h)(ii)）

**ディスカッション・ポイント**

金融商品時価開示適用指針第4-2項（新規追加）の文案の修正について、ご質問又はご意見を頂きたい。

以 上

## 別紙：IFRS第13号における開示に関する規定（抜粋）

## 開 示

- 91 企業は、財務諸表利用者が次の両方を評価するのに役立つ情報を開示しなければならない。
- (a) 当初認識後に財政状態計算書において経常的又は非経常的に公正価値で測定される資産及び負債については、評価技法及び当該測定を作成するのに用いたインプット
  - (b) 重大な観察可能でないインプット（レベル3）を用いた経常的な公正価値測定については、その測定が当期の純損益又はその他の包括利益に与える影響
- 92 第91項の目的を満たすために、企業は以下のすべてを考慮しなければならない。
- (a) 開示要求を満たすのに必要な詳細さのレベル
  - (b) さまざまな要求のそれぞれにどの程度の重点を置くべきか
  - (c) どの程度の集約又は分解を行うべきか
  - (d) 財務諸表の利用者が開示された定量的情報を評価するために、追加的な情報を必要とするかどうか
- 本基準又は他の IFRS に従って行われる開示が第91項に掲げる目的を達成できない場合には、当該目的を達成するのに必要な追加情報を開示しなければならない。
- 93 第91項の目的を満たすために、企業は、少なくとも、次の情報を、当初認識後に財政状態計算書において公正価値（本基準の範囲に含まれる公正価値を基礎とする測定を含む）で測定される資産及び負債のクラス（資産及び負債の適切なクラスの決定に関する情報は、第94項参照）ごとに、開示しなければならない。
- (a) 経常的及び非経常的な公正価値測定について、報告期間末の公正価値測定、及び非経常的な公正価値測定について、当該測定の理由。資産又は負債の経常的な公正価値測定とは、他の IFRSにより各報告期間末に財政状態計算書において認識することが要求又は許容されている公正価値測定である。資産又は負債の非経常的な公正価値測定とは、他のIFRSにより特定の状況において財政状態計算書で測定することが要求又は許容されている公正価値測定である（例えば、企業が売却目的保有の資産を、当該資産の売却コスト控除後の公正価値が帳簿価額よりも低いために、IFRS 第5号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」に従って、売却コスト控除後の公正価値で測定する場合）。
  - (b) 経常的及び非経常的な公正価値測定について、公正価値測定が全体として区分される公正価値ヒエラルキーのレベル（レベル1、2又は3）
  - (c) 報告日現在で保有している資産又は負債のうち経常的に公正価値で測定されるものについて、公正価値ヒエラルキーのレベル1とレベル2との間のすべての振替、その振替の理由及び、レベル間の振替がいつ生じたとみなすかの決定に関する企業の方針（第95項参照）。各レベルへの振替は、各レベルからの振替とは区別して開示し説明しなければならない。
  - (d) 公正価値ヒエラルキーのレベル2及びレベル3に区分される経常的及び非経常的な公正価値測定について、公正価値測定に用いた評価技法とインプットの説明。評価技法に変更があった場合（例えば、マーケット・アプローチからインカム・アプローチへの変更や、追加的な評価技法の使用）には、企業は、その変更の旨及び変更の理由を開示しなければならない。公正価値ヒエラルキーのレベル3に区分される公正価値測定については、企業は、公正価値測定に用いた重大な観察可能でないインプットに関する定量的情報を提供しなければならない。企業が公正価値を測定する際に定量的な観察可能でないインプットを作成していない場合には、この開示要求に従うための定量的情報を作成する必要はない（例えば、企業が過去の取引又は第三者の価格付け情報を修正なしに利用する場合）。しかし、この開示を提供する際に、企業は、定量的な観察可能でないインプットのうち、公正価値測定に重要で、企業が合理的に利用可能なものを無視することはできない。
  - (e) 公正価値ヒエラルキーのレベル3に区分される経常的な公正価値測定について、期首残

高から期末残高への調整表（以下に起因する当期中の変動を区別して開示）

- (i) 当期純利益に認識した利得又は損失の合計額、及びそれらの利得又は損失が認識されている純損益の中の表示科目
  - (ii) その他の包括利益に認識した利得又は損失の合計額、及びそれらの利得又は損失が認識されているその他の包括利益の中の表示科目
  - (iii) 購入、売却、発行及び決済額（これらを区別して開示）
  - (iv) 公正価値ヒエラルキーのレベル3へのすべての振替又はレベル3からのすべての振替の金額、それらの振替の理由、及びレベル間の振替がいつ生じたとみなすのかの決定に関する企業の方針（第95項参照）。レベル3への振替は、レベル3からの振替とは区別して開示し説明しなければならない。
- (f) 公正価値ヒエラルキーのレベル3に区分される経常的な公正価値測定について、純損益に含まれている(e)(i)の当期の利得又は損失の合計額のうち、報告期末現在で保有している資産及び負債に関連する未実現損益の変動に起因する額、及びそれらの未実現損益が認識されている純損益の中の表示科目
- (g) 公正価値ヒエラルキーのレベル3に区分される経常的及び非経常的な公正価値測定額について、企業が用いた評価プロセスの説明（例えば、企業が評価の方針及び手続をどのように決定し、各期の公正価値測定の変動をどのように分析しているかなど）
- (h) 公正価値ヒエラルキーのレベル3に区分される経常的な公正価値測定について、
- (i) こうした測定のすべてについて、観察可能でないインプットの変動に対する公正価値測定の感応度の記述的説明（それらのインプットを異なる金額に変更すると、公正価値測定が著しく高くなったり低くなったりする可能性がある場合）。それらのインプットと公正価値測定に使用される他の観察可能でないインプットとの間に相互関係がある場合には、企業は、それらの相互関係と、それが観察可能でないインプットの変動が公正価値測定に与える影響をどのように増幅又は軽減させる可能性があるのかの説明も提供しなければならない。この開示要求に従うためには、観察可能でないインプットの変動に対する感応度の記述的説明に、少なくとも、(d)に従う際に開示した観察可能でないインプットを含めなければならない。
  - (ii) 金融資産及び金融負債について、観察可能でないインプットを合理的に考え得る代替的な仮定を反映するように変更すると公正価値が著しく変化する場合には、企業は、その旨を記述し、それらの変更の影響を開示しなければならない。企業は、合理的に考え得る代替的な仮定を反映するための変更の影響をどのように計算したのかを開示しなければならない。この目的上、著しいかどうかは、純損益及び資産合計又は負債合計（公正価値の変動がその他の包括利益に認識される場合には、資本合計）について判断しなければならない。
- (i) 経常的及び非経常的な公正価値測定について、非金融資産の最有効使用が現在の用途と異なる場合には、企業はその旨及び当該非金融資産が最有効使用と異なる方法で使用されている理由を開示しなければならない。
- 94 企業は、資産及び負債の適切なクラスを、以下に基づいて決定しなければならない。
- (a) 当該資産又は負債の性質、特性及びリスク
  - (b) その公正価値測定が区分される公正価値ヒエラルキーのレベル
- クラスの数、公正価値ヒエラルキーのレベル3に区分される公正価値測定については増やす必要があるかもしれない。それらの測定は不確実性と主観性の程度が大きいからである。公正価値測定に関する開示を提供すべき資産及び負債の適切なクラスの決定には、判断を必要とする。資産及び負債のクラスは、財政状態計算書で表示される表示科目よりも細分する必要がある場合が多いであろう。しかし、企業は、財政状態計算書に表示されている表示科目への調整が十分にできるような情報を提供しなければならない。他のIFRSが資産又は負債のクラスを定めている場合、企業は、そのクラスが本項の要求に合致していれば、そのクラスを本基準で要求している開示を提供する際に使用することができる。
- 95 企業は、第93項(c)及び(e)(iv)に従って公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替がいつ生じ



たとみなすかの決定に関する方針を開示し、それに首尾一貫して従わなければならない。振替を認識する時期に関する方針は、そのレベルへの振替とそのレベルからの振替について同じでなければならない。振替の時期の決定に関する方針の例としては、次のようなものがある。

- (a) 振替を生じさせた事象又は状況の変化の日
  - (b) 報告期間の期首
  - (c) 報告期間の末日
- 96 企業が第48項の例外措置を使用するという会計方針の決定を行う場合には、その旨を開示しなければならない。
- 97 財政状態計算書において公正価値で測定されていないが、公正価値が開示されている資産及び負債の各クラスについて、企業は、第93項(b)、(d)及び(i)で要求している情報を開示しなければならない。ただし、第93項(d)で要求している公正価値ヒエラルキーのレベル3に区分される公正価値測定に用いた重大な観察可能でないインプットに関する定量的な開示を提供することは要求されない。このような資産及び負債については、企業は本基準で要求している他の開示を提供する必要はない。
- 98 公正価値で測定され、分離不可能な第三者の信用補完とともに発行されている負債について、発行者は、その信用補完の存在及びそれが当該負債の公正価値測定に反映されているかどうかを開示しなければならない。
- 99 企業は、本基準が要求している定量的開示を表形式で表示しなければならない。ただし、他の様式の方が適切な場合を除く。

(参考) IFRS 第 13 号における開示項目

開示項目	公正価値で測定する項目						公正価値で測定せず、公正価値を開示する項目		
	経常的			非経常的					
	L1	L2	L3	L1	L2	L3	L1	L2	L3
報告期間末日現在の公正価値	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
当該測定の原因				✓	✓	✓			
公正価値ヒエラルキーのレベル	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
ヒエラルキーにおけるレベル間の振替	✓	✓	✓						
ヒエラルキーのレベル間の振替がいつ生じたかの決定に関する方針	✓	✓	✓						
使用した評価技法及びインプットの記述		✓	✓		✓	✓		✓	✓
評価技法の変更とその理由		✓	✓		✓	✓		✓	✓
重大な観察可能でないインプットに関する定量的情報			✓			✓			
期首残高から期末残高への調整表（振替に関する情報を含む）			✓						
純損益に認識した未実現利得・損失			✓						
評価のプロセス及び方針の記述			✓			✓			
観察可能でないインプットの変化に対する感応度（説明的記述）			✓						
合理的に考え得る仮定の変更に対する感応度（定量的、金融商品のみ）			✓						
最も有効使用が現在の用途と異なる場合の理由（非金融資産のみ）	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
ポートフォリオの例外を適用する旨	✓	✓	✓						